

◇宇部市内における建築形態規制

		第1種低層	第2種低層	第1種中高層	第2種中高層	第1種住居 第2種住居 準住居	近隣商業	商業	準工業 工業 工業専用	指定なし			
道路幅員による容積率		幅員×4/10×100					幅員×6/10×100						
斜線	道路斜線	△1.25					△1.5			※			
	隣地斜線	20m+△1.25			31m+△2.5			20m+△1.25					
	北側斜線	5m+△1.25											
日影規制	対象建築物	軒高>7m 又は 地上階≧3									建築物高さ>10m		
	平均地盤面からの高さ	1.5m									4m		
	5m < <small>水平距離</small> ≤ 10m	4時間									4時間		5時間
	<small>水平距離</small> > 10m	2.5時間									2.5時間		3時間
絶対高さ		10m											

※用途指定なしの道路斜線については「白地地域の建築形態規制の見直し」を参照ください。